

第四級海上無線通信士「法規」試験問題

20問 1時間30分

A - 1 無線局の予備免許を受けた者は、工事が落成したときはどのようにしなければならないか、電波法の規定に照らし正しいものを下の番号から選べ。

- 1 工事が落成した旨及び運用開始の予定期日を総務大臣に届け出るとともに、免許状の交付を申請しなければならない。
- 2 工事が落成した旨を総務大臣に届け出て、その無線設備、無線従事者の資格及び員数並びに時計及び書類について検査を受けなければならない。
- 3 速やかに無線従事者を選任し、総務大臣に運用の開始の予定期日を届け出なければならない。
- 4 2週間以内に工事が落成した旨を総務大臣に届け出て、認定点検事業者又は認定外国点検事業者の検査を受けなければならない。

A - 2 次の記述は、無線局の指定事項の変更について、電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

総務大臣は、免許人又は予備免許を受けた者が識別信号、電波の型式、周波数、□Aの指定の変更を申請した場合において、□Bその他特に必要があると認めるときは、その指定を変更することができる。

- | A | B |
|-----------------|----------|
| 1 空中線電力又は通信方式 | 電波の規律の確保 |
| 2 通信方式又は運用許容時間 | 混信の除去 |
| 3 空中線電力又は運用義務時間 | 電波の規律の確保 |
| 4 空中線電力又は運用許容時間 | 混信の除去 |

A - 3 次の記述は、船舶に設置する無線航行のためのレーダー（総務大臣が別に告示するものを除く。）の条件について、無線設備規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

当該レーダーは、□A以内に完全に動作するものであり、かつ、□B以内に完全に動作することができる状態にあらかじめしておくことができること。

- | A | B |
|------|-----|
| 1 2分 | 15秒 |
| 2 2分 | 30秒 |
| 3 4分 | 15秒 |
| 4 4分 | 30秒 |

A - 4 次の記述は、無線従事者の免許を与えられないことがある者について、電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。ただし、□内の同じ記号は、同じ字句とする。

総務大臣は、次の から までのいずれかに該当する者に対しては、無線従事者の免許を与えないことができる。

電波法に規定する罪を犯し、□Aの刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から□Bを経過しない者
無線従事者の免許を取り消され、取消しの日から□Bを経過しない者
著しく心身に欠陥があつて無線従事者たるに適しない者

- | A | B |
|--------|----|
| 1 罰金以上 | 2年 |
| 2 罰金以上 | 1年 |
| 3 懲役 | 2年 |
| 4 懲役 | 1年 |

A - 5 次の記述は、混信等の防止について、電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

無線局は、□A又は電波天文業務（宇宙から発する電波の受信を基礎とする天文学のための当該電波の受信の業務をいう。）の用に供する受信設備その他の総務省令で定める受信設備（無線局のものを除く。）で総務大臣が指定するものにその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用しなければならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信及び□Bについては、この限りでない。

- | A | B |
|----------|--------|
| 1 電気通信業務 | 重要無線通信 |
| 2 電気通信業務 | 非常通信 |
| 3 他の無線局 | 重要無線通信 |
| 4 他の無線局 | 非常通信 |

A - 6 次の記述は、船舶局の運用に関する電波法の規定について述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

船舶局の運用は、その船舶の□Aに限る。ただし、受信装置のみを運用するとき、第52条各号に掲げる通信を行うとき、その他総務省令で定める場合は、この限りでない。

船舶局は、海岸局と通信を行う場合において、□B若しくは時刻又は使用□Cについて、海岸局から指示を受けたときは、その指示に従わなければならない。

- | A | B | C |
|---------------|-------|--------------|
| 1 航行中及び航行の準備中 | 通信の順序 | 電波の型式若しくは周波数 |
| 2 航行中及び航行の準備中 | 通信方式 | 周波数若しくは空中線電力 |
| 3 航行中 | 通信の順序 | 電波の型式若しくは周波数 |
| 4 航行中 | 通信方式 | 周波数若しくは空中線電力 |

A - 7 次の記述は、無線電話通信における呼出しの反復及び再開について、無線局運用規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

海上移動業務における呼出しは、2分間の間隔を以て□A反復することができる。呼出しを反復しても応答がないときは、少なくとも□Bの間隔をおかなければ、呼出しを再開してはならない。

- | A | B |
|------|-----|
| 1 3回 | 3分間 |
| 2 3回 | 2分間 |
| 3 2回 | 3分間 |
| 4 2回 | 2分間 |

A - 8 次の記述は、自局の呼出しが他の通信に混信を与えた場合に関する無線局運用規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

無線局は、自局の呼出しが他の既に行われている通信に混信を与える旨の通知を受けたときは、直ちに□Aしなければならない。無線設備の機器の試験又は調整のための電波の発射についても同様とする。

の通知をする無線局は、その通知をするに際し、□Bを示すものとする。

- | A | B |
|------------|---------------|
| 1 その呼出しを中止 | 分で表す概略の待つべき時間 |
| 2 その呼出しを中止 | 受けている混信の程度 |
| 3 空中線電力を低下 | 分で表す概略の待つべき時間 |
| 4 空中線電力を低下 | 受けている混信の程度 |

A - 9 次の記述は、船舶局が無線電話により他の船舶局からの呼出しに対して応答する場合に順次送信すべき事項について、無線局運用規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

- | | |
|--------------|--------------------------------|
| (1) 相手局の呼出名称 | <input type="text" value="A"/> |
| (2) こちらは | 1回 |
| (3) 自局の呼出名称 | <input type="text" value="B"/> |

| A | B |
|--------|------|
| 1 3回以下 | 3回以下 |
| 2 3回以下 | 2回以下 |
| 3 2回以下 | 1回 |
| 4 1回 | 1回 |

A - 10 次の記述は、2,182kHz 及び 156.8 MHz の周波数の電波の使用について、無線局運用規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。ただし、□内の同じ記号は、同じ字句とする。

2,182kHz 及び 156.8 MHz の周波数の電波の使用は、できる限り短時間とし、かつ、 にわたってはならない。ただし、2,182kHz の周波数の電波を使用して遭難通信、緊急通信又は安全通信を行う場合及び 156.8 MHz の周波数の電波を使用して を行う場合は、この限りでない。

| A | B |
|--------|------------|
| 1 2分以上 | 遭難通信 |
| 2 2分以上 | 遭難通信又は緊急通信 |
| 3 1分以上 | 遭難通信 |
| 4 1分以上 | 遭難通信又は緊急通信 |

A - 11 緊急通信とは、どのような場合に行われる通信か、電波法の規定に照らし正しいものを下の番号から選べ。

- 1 船舶又は航空機が重大かつ急迫の危険に陥った場合
- 2 船舶又は航空機の航行に関する重大な危険を予防する場合
- 3 船舶又は航空機の航路上に緊急かつ重大な障害が発生した場合
- 4 船舶又は航空機が重大かつ急迫の危険に陥るおそれがある場合その他緊急の事態が発生した場合

A - 12 遭難呼出し及び遭難通報の送信は、無線局運用規則の規定によりどのように反復しなければならないか、正しいものを下の番号から選べ。

- 1 他の通信に混信を与えるおそれがある場合を除き、反復しなければならない。
- 2 応答があるまで、必要な間隔をおいて反復しなければならない。
- 3 少なくとも3分間反復しなければならない。
- 4 少なくとも5回反復しなければならない。

A - 13 次の記述は、船舶局が安全信号等を受信した場合にとらなければならない措置について述べたものである。電波法及び無線局運用規則の規定に照らし誤っているものを下の番号から選べ。

- 1 船舶局は、安全信号又は船舶又は航空機の航行に対する重大な危険を予防するために総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、その通信が自局に関係のないことを確認するまでその安全通信を受信しなければならない。
- 2 船舶局は、安全信号を受信したときは、遭難通信及び緊急通信を行う場合を除くほか、これに混信を与えるおそれのある一切の通信を中止して直ちにその安全通信を受信しなければならない。
- 3 船舶局は、安全通信を受信したときは、必要に応じてその要旨をその船舶の責任者に通知しなければならない。
- 4 船舶局は、他の船舶局が送信する安全通報を受信したときは、遅滞なく、これを海上保安庁その他の救助機関に通報しなければならない。

A - 14 次の記述は、船舶局のある船舶が遭難した場合において、その船体を放棄しようとするときの船舶局の送信設備について述べたものである。無線局運用規則の規定に照らし正しいものを下の番号から選べ。

- 1 事情の許す限り、その送信設備を継続して電波を発射する状態に置かなければならない。
- 2 できる限り、その送信設備を一定の間隔で電波を発射する状態に置かなければならない。
- 3 一定時間後にその送信設備の動作を停止させ、電波を発射しない状態に置かなければならない。
- 4 その送信設備を調整し、少なくとも12時間連続して電波を発射する状態に置かなければならない。

B - 1 次の記述は、電波の発射前の措置について、無線局運用規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句を下の番号から選べ。

無線局は、相手局を呼び出そうとするときは、電波を発射する前に、□アに調整し、自局の発射しようとする電波の周波数□イ周波数によって聴守し、他の通信に混信を与えないことを確かめなければならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信及び□ウを行う場合並びに□エ以外の業務において他の通信に混信を与えないことが確実である□オ通信を行う場合は、この限りでない。

- | | | | |
|-------------|--------------|-------------|---------|
| 1 海上移動衛星業務 | 2 非常の場合の無線通信 | 3 受信機を最良の感度 | 4 無線局と |
| 5 海上移動業務 | 6 送信機を最良の状態 | 7 重要無線通信 | 8 電波により |
| 9 その他必要と認める | 10 及び隣接する | | |

B - 2 無線局の運用の通則に関する次の記述のうち、電波法の規定に照らし正しいものを1、誤っているものを2として解答せよ。

- ア 無線局は、遭難通信、緊急通信、安全通信、非常通信、放送の受信その他総務省令で定める通信を行う場合を除き、免許状に記載された目的又は通信の相手方若しくは通信事項の範囲を超えて運用してはならない。
- イ 無線局を運用する場合においては、遭難通信を行う場合を除き、無線設備の設置場所、識別信号、電波の型式及び周波数は、免許状に記載されたところによらなければならない。
- ウ 無線局を運用する場合においては、遭難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信を行う場合を除き、空中線電力は、免許状に記載されたところによらなければならない。
- エ 無線局は、遭難通信を行う場合を除き、免許状に記載された運用義務時間内でなければ、運用してはならない。
- オ 無線局は、無線設備の機器の試験又は調整を行うために運用するときは、なるべく擬似空中線回路を使用しなければならない。

B - 3 次の記述のうち、免許人（包括免許人を除く。）が総務大臣から無線局の免許を取り消されることがある場合について、電波法の規定に照らし該当するものを1、該当しないものを2として解答せよ。

- ア 正当な理由がないのに、無線局の運用を引き続き6箇月以上休止したとき。
- イ 選任した無線従事者が日本の国籍を有しない人となったとき。
- ウ 正当な理由がないのに、通信の相手方、通信事項又は無線設備の設置場所の変更の申請を行ったとき。
- エ 電波法、放送法又はこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。
- オ 不正な手段により無線局の免許を受けたとき。

B - 4 次の記述のうち、無線従事者が総務大臣からその免許の取消しを受け、又は3箇月以内の期間を定めてその業務に従事することを停止されることがある場合について、電波法の規定に照らし該当するものを1、該当しないものを2として解答せよ。

- ア 電波法若しくは電波法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。
- イ 不正な手段により無線従事者の免許を受けたとき。
- ウ 著しく心身に欠陥があって無線従事者たるに適しない者となったとき。
- エ 正当な理由がないのに、通算して5年以上、無線通信の業務に従事しなかったとき。
- オ 日本の国籍を有しない人となったとき。

B - 5 次に掲げる書類のうち、電波法施行規則の規定により、義務船舶局に備え付けておかなければならないものを1、備付けを要しないものを2として解答せよ。

- ア 無線従事者選解任届の写し
- イ 国際電気通信連合憲章及び国際電気通信連合条約
- ウ 無線検査簿
- エ 無線局の免許の申請書の添付書類の写し
- オ 無線設備の取扱説明書

B - 6 次に掲げるもののうち、電波法施行規則の規定により、船舶局に備え付けておかなければならない無線業務日誌に記載しなければならない事項を1、記載を要しない事項を2として解答せよ。

- ア 無線機器の試験又は調整のために行った通信の概要
- イ 時計を標準時に合わせるときは、その事実及び時計の遅速
- ウ レーダーの維持の概要及びその機能上又は操作上に現れた特異現象の詳細
- エ 自局の船舶の航程（発着又は寄港その他の立ち寄り先の時刻及び地名等を記載する。）
- オ 通信のたびごとに、空電、混信、受信感度の減退等の通信状態（遭難通信、緊急通信、安全通信その他無線局の運用上重要な通信に関するものを除く。）